

多様な観光コンテンツ整備促進事業補助金 説明会

令和8年6月16日(火)16:00~17:00

説明会中は、カメラ・音声オフでお願いします



長野県観光スポーツ部山岳高原観光課

申請にあたっての注意点

- 本補助金の補助事業者及び補助金額は、評価会議を経て、予算の範囲内で決定します。全ての申請者が補助金の交付を受けられるわけではありません。
- 必ず、公募要領の「重要説明事項」を含め、関連要綱、要領を十分に確認の上、申請願います。

次第

- (1) 事業の目的
- (2) 補助事業者等
- (3) 補助対象事業
- (4) 補助対象経費
- (5) 補助率及び補助上限額
- (6) 申請の流れ
- (7) 申請手続
- (8) 実施計画の審査
- (9) 申請・事業完了後の注意点
- (10) お問い合わせ先
- (11) 質疑応答

(1) 事業の目的

(1) 事業の目的

世界水準の山岳高原観光地づくりに向け、観光需要の平準化、滞在期間の長期化や満足度向上に資する、自然・文化・食などの長野県の多様な観光資源を活用した観光コンテンツの整備の取組を支援します。
※本事業は「長野県宿泊税」を活用して実施します。

(2) 計画の期間

申請する年度を含め2か年度以内とします。

(2) 補助事業者等

- 長野県内においてアクティビティ(アスレチック施設、スキー場、美術館・博物館、歴史・文化施設などの体験サービス)を提供している又は今後提供しようとする事業者
- 次のア～カに該当しない者
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という)
 - イ 靈感商法、高額献金、過度な勧誘等により社会的に問題視されている団体またはその関連団体
 - ウ 前号に掲げる団体または反社会的勢力と、役員の重複、資金の流れ、活動目的の共通性等により、実質的な関係を有すると認められる者
 - エ 公共の秩序または善良の風俗に反するおそれがある活動を行う者、またはそれを助長する団体
 - オ 県税に未納がある者
 - カ その他知事が適当でないとする者

(3) 補助対象事業

補助対象事業	<p>本補助金の対象は、以下のいずれの条件も満たす事業とします。</p> <p>ア 以下(ア)及び(イ)のいずれも満たす観光コンテンツの整備に向けた事業であること。 (ア) <u>自然・文化・食等の長野県の多様な観光資源を活用したものであること。</u> (イ) 旅行者の新たな目的地となり<u>新規顧客の獲得又は旅行者の滞在期間の長期化や満足度向上</u>が期待されるものであること。</p> <p>イ 上記アに基づく、<u>ハード整備</u>を主として実施するものであること。</p>
	<p>※上記に関わらず、次のいずれかに該当する事業は対象となりません。</p> <p>ア 宗教的活動に関する事業 イ 政治的活動に関する事業 ウ 公序良俗に反する事業 エ その他知事が不相当と認める事業</p>

(4) 補助対象経費①

補助対象経費	<p>(1) ハード事業【必須】</p> <p>観光コンテンツの提供環境を整備するための施設・設備等の 施工費、設備・機器等の購入費、施工に係る設計費等</p> <p>(2) ソフト事業【任意】</p> <p>上記(1)により整備した観光コンテンツの広告宣伝費等</p>
--------	---

(4) 補助対象経費② ハード事業【必須】

《対象経費》

観光コンテンツの提供環境を整備するための施設・設備等の施工費、設備・機器等の購入費、施工に係る設計費等

《対象となる経費の例》

- コンテンツの整備に係る経費
 - ・自然の中でのアトラクション施設の整備費
 - ・高原での親雪体験環境の整備費
 - ・伝統工芸品づくりの体験工房の整備費
 - ・酒蔵やワイナリー、見学が主目的の博物館への体験コンテンツの整備費
 - ・悪天候でも楽しめる屋内VR体験設備の整備 など
- 上記に付随する環境整備に係る経費
 - ・体験施設へのバリアフリー用スロープの設置費
 - ・体験設備の管理・運搬に要する器具購入費(必要最低限の範囲に限る。) など

【対象としない経費の例】

- ・単なる施設や既存設備の更新、修繕、維持管理に係るもの
- ・近隣に類似したコンテンツが存在するもの
- ・既存サービスの延長で新たな目的地とならないもの
- ・専ら物品販売を目的とした施設整備に係るもの
- ・上記のほか、新規顧客の獲得などに繋がると認められないもの

(4) 補助対象経費③ ソフト事業【任意】

《対象経費》

ハード事業により整備したコンテンツの広告宣伝費等

《対象となる経費の例》※ハード事業で整備したコンテンツに関するものに限る。

- ・SNS(Instagram等)での広告外注費
- ・検索エンジン(Google等)、地図検索エンジン(Google Maps等)、AI検索(ChatGPT search等)でのマーケティング費用(SEO・MEO・A I O等)
- ・新聞、雑誌での広告外注費
- ・PR映像や特設HP制作費
- ・誘客又は利用者向けリーフレット制作費 など

【対象としない経費の例】

- ・ハード事業で整備した観光コンテンツと直接関連しない広報物の制作費
(自社の紹介HP制作など)
- ・イベントの開催経費
- ・上記のほか、補助事業の目的に合致しないもの

(4) 補助対象経費④ 対象外経費(例)

- 補助事業の目的に合致しないもの(ハード整備を伴わないもの、専ら住民や特定の個人のためのもの など)
- 交付決定前に発注、契約等を実施したもの(事前着手の届出を行った場合を除く)
- 申請を行った補助事業者と異なる名義で取引を行ったもの
- 単なる施設や既存設備の更新、修繕、維持管理に係るもの(老朽化した施設・設備の性能向上を伴わない更新・修繕、駐車場の舗装補修、多言語対応等のない案内板の交換等)
- 専ら事務やバックオフィスにおける効果を期待するもの消耗品代(事務運営に常時使用するもの、プリンタやPC等の周辺消耗品、宿泊・接客に用いる消耗品、清掃・衛生関連の消耗品、記録媒体類等)
- 従業員の労働環境の改善を目的とするもの
- 商品券、金券の購入、仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券、プリペイドカードでの支払い、自社振出・他社振出に関わらず小切手・手形での支払い
- 設備・備品・システム等をレンタル・リースする際の月額・年額費用やサブスクリプション等の費用

⇒ 詳細は、公募要領5～7ページでご確認ください。

(4) 補助対象経費⑤ 注意点

補助対象経費の条件	<ul style="list-style-type: none">● 補助事業を行うに当たっては、当該事業について区分経理を行ってください。補助対象経費は当該事業に使用したのものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。
補助対象経費の支払方法	<ul style="list-style-type: none">● 電子商取引を利用する場合は、必ず事前に交付申請や実績報告に必要な書類(見積書、納品書、請求書、領収証等)が受領可能か確認を行ってください。
申請時に添付する見積書	<ul style="list-style-type: none">● 原則として2者以上の見積書を添付してください。● ただし、以下に該当する場合は1者のみで見積でも認められる場合があります。<ul style="list-style-type: none">・ 単価50万円未満(税抜き)の経費支出・ 1者のみで見積とすることに相当の理由がある場合(契約の内容によって相手方が特定される場合など)

(5) 補助率及び補助上限額

補助率	1/2以内 ※国又は政府関係機関の補助金等の交付を受けた又は受ける予定の事業は、補助金等相当額を控除した額の1/2以内
補助上限額	(1) ハード事業 3,000万円 (2) ソフト事業 100万円
注意点	<ul style="list-style-type: none">● <u>本補助金の申請は、1事業者につき1回まで</u>● 申請額が補助上限額に達していない場合であっても、追加の申請はできません。● 補助上限額は、実施計画1件あたりに適用し、補助事業が2か年度に及ぶ場合は、その「合計額」に対し適用します。● 次年度以降の申請可否は、次年度以降の公募ルールに従ってください。

(注)補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

(6) 申請の流れ① 全体

実施計画の提出

(制度要綱第4) ~R8.7.24 17時必着

本公募

申請者は「多様な観光コンテンツ整備促進事業実施計画書」(最大2か年度)を作成し、県へ提出

実施計画の承認(採択)

(制度要綱第5) ~R8.8月頃

提出書類を基に、実施計画評価会議において審査を行い、県から採否結果を通知

採択者は…

交付申請(交付決定)

(交付要綱第3・4)

実施計画に基づき、1か年度ごとの各事業について
交付申請書を県に提出。県から「交付決定通知」を发出

1期目(計画初年度)

2期目(計画2年度目)(予定)

※2か年度にわたり実施する事業は、事業実施年度ごとに交付申請
※R9スケジュールは予定であり決定次第、採択者に対し別途案内

~R8.8月下旬

R9.4月頃

補助事業の実施

実施計画に基づき事業(発注~支払)を実施

~R9.1.15

~R10.1月頃

実績報告(額の確定)

(交付要綱第12・13)

実績報告を提出し、実施内容が適正と認められた際は、
県から補助金の「額の確定」を通知

~R9.1.29

~R10.1月頃

補助金の請求

(交付要綱第14)

請求書を県に提出し、県から補助金を交付(支払)

~R9.3月

R10.3月頃

(6) 申請の流れ② 2か年度計画の注意点

本補助金は、承認された実施計画の内容に基づき、最長で2か年度にわたる取り組みの支援を予定するものですが、2か年度の計画を申請する場合は、以下の事項にご留意ください。

- 採択後、年度ごとに必要書類を備えて交付申請手続きを行うとともに、それぞれ県が定める期限までに事業を完了し、実績報告を行うことが必要です。
- 補助上限額は、各年度の補助金額の「合計額」に適用されます。
- 各年度の交付額は、議会の承認を経た予算の範囲内で、交付申請書類、実績報告書類等を審査した上で決定・確定します。実施計画の承認をもって交付を確定するものではありません。

(7) 申請手続①

受付期間	<u>令和8年6月10日(水)から令和8年7月24日(金)17時まで(必着)</u>
申請書の提出方法	<ul style="list-style-type: none">● ながの電子申請 (https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=72854)● 郵送 (長野県観光スポーツ部山岳高原観光課あて(公募要領9ページ参照))
申請書類	<p>ア 多様な観光コンテンツ整備促進事業補助金実施計画承認申請書(制度要綱様式第1号)</p> <p>イ 多様な観光コンテンツ整備促進事業補助金実施計画書(制度要綱様式第2号)</p> <p>ウ 多様な観光コンテンツ整備促進事業補助金経費内訳書(制度要綱様式第3号)</p> <p>エ 補助対象経費の算出根拠となる書類(見積書 等)</p> <p>オ 県の納税証明書の写し(申請日の3か月以内に発行されたもの) ※県税に未納がないことが証明されるもの(お近くの県税事務所で取得願います)</p> <p>カ 多様な観光コンテンツ整備促進事業補助金事前着手届 ※該当者のみ</p> <p>キ その他知事が必要と認める書類</p> <p>★ 実施計画の内容を正確・適切に評価するため、可能な限り</p> <p>①施工箇所の位置関係がわかる配置図や施工内容がわかる設計図面等</p> <p>②導入するコンテンツのカタログや導入事例の写真等 の添付をお願いします。</p>
注意点	<ul style="list-style-type: none">● <u>国又は公社、公団、公庫等の政府関係機関の補助金等の交付を受けた又は受ける予定の事業は、補助金等相当額を控除した額のみが補助対象経費</u>となります。ただし、当該国補助金等の規則、要領等において、他の補助金との併用が禁止されている場合がありますので、当該国補助金等の規則、要領等をご確認ください。● 併用を希望される場合は、<u>申請時に他の補助金等の交付申請書及び交付要綱等の制度の概要がわかる書類を添付</u>してください。

(7) 申請手続② 補助事業の事前着手について

○ 補助対象となる事業の発注・契約は、原則として県からの「交付決定通知書」受領以降に行うこととし、これに違反した事業の経費は補助対象外経費として取り扱います。

○ ただし、あらかじめ「**事前着手届**」を県に提出した場合は、「**届出日**」以降かつ「**実施計画承認申請書**」提出日以降の発注・契約が可能です。

○ なお、補助金の交付をお約束するものではありませんので、着手後に**審査の結果により補助金が交付されない可能性もある**旨、ご留意ください。

(8) 実施計画の審査①

(1) 審査方法

- 提出資料に基づき、県及び評価会議において審査及び評価を行い、予算の範囲内で、補助事業者を選定(実施計画を承認)し、補助金の交付を決定します。

(2) 要件審査の観点

- 要件審査は、形式審査及び内容審査により実施します。
- 審査の観点は以下のとおりとなります。

I 形式審査

次の要件をすべて満たすものであること。

- 必要な提出書類がすべて提出され、記載内容が適切であること。
- 公募要領「4 補助事業者等」、「6 補助対象経費」の補助事業の趣旨に合致すること。

(8) 実施計画の審査②

II 内容審査(評価)

評価会議において、以下の項目に基づき評価し、予算の範囲内で承認及び交付決定を行います。

① 広域性

旅行者にとって、市町村域を越えるエリアを象徴するコンテンツとなり、広く周遊・集客が期待できるなど、広域での影響が期待できるか。

② 誘客効果

旅行者や観光消費額の増加、観光サービスの高付加価値化が期待できるか。

③ ストーリー性

実施地域の景観や文化資源などの個性・特徴を生かし、信州ならではの体験ができることを明確に示すことができているか。

④ 新規性

周辺に類似の観光コンテンツがない、又は提供方法が革新的で代替困難であるか。

⑤ 課題解決性

旅行者が雨天でも楽しめる、ピークシフトに繋がるなど地域の観光課題の解決に資するか。

(9) 申請・事業完了後の注意点

事業期間	<ul style="list-style-type: none">● 「<u>交付決定通知書</u>」受領後から令和9年1月15日(金)まで● <u>事前着手届を提出した場合を除き、補助事業は「交付決定通知書」の受領後に着手(発注・契約・支払)してください。</u>
事業内容の変更	<ul style="list-style-type: none">● 交付決定を受けた内容での事業実施が原則ですが、補助対象経費の20%以上の増減の場合等には、発注・契約前に「計画承認申請」が必要です。● 新しい事業の追加や補助金額増額は認めません。
実績報告書の提出	<ul style="list-style-type: none">● <u>事業を完了した後30日を経過する日、又は令和9年1月29日(金)のいずれか早い日まで</u>● 実績報告書等の提出がないと、補助金は受け取れません。
長野県宿泊税活用事業に係るロゴマーク等の表示	<ul style="list-style-type: none">● 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、長野県宿泊税活用事業であることの表示を行ってください。 長野県宿泊税活用事業に係るロゴマーク等の表示要領(令和8年3月27日) https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/syukuhakuzei/zei_gaiyou.html



(10) お問い合わせ

- 長野県 観光スポーツ部 山岳高原観光課 観光地域づくり係

【TEL】026-235-7254

【受付時間】平日9:00~16:30

【閉庁日】土日祝日・年末年始12/29~1/3

- 交付要綱や申請様式等は、県ホームページをご確認ください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/kankocontents_r8hojo.html

※県税の納税証明書(未納がないことの証明書)は、県税事務所から取得してください。

県税事務所の所在については、以下HPをご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/toiawase/index.html#madoguti>

(11) 質疑応答

- 質問については、通信環境の関係上お手数ですが、チャットでの投稿をお願いします。

多様な観光コンテンツ整備促進事業補助金 説明会

本日はご参加いただきありがとうございました。

